達成度: R2.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

企画財政課の目標(令和元年度)自己評価書

企画財政課長 岡野 義広

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は 達成できなかった理由等
1 総合計画の進行管理(企画・地方創生推進室) 第5次酒々井町総合計画で掲げた目標の実現を図るため、後期基本計画に基づき各施 策の効果的な推進に努めます。	4	第5次酒々井町総合計画後期基本計画の周知を図るとともに、総合計画に掲げる主要な施策・事業等の進捗状況や達成度を把握し、継続的見直しや改善を図ることで目標の実現を図るため事業の効率的な推進に努めました。
2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進(企画・地方創生推進室) 町の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、町総合計画 のアクションプランでもある酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策・事業の進 捗状況等を検証し、地方創生の推進に積極的に取り組みます。		酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けている各事業を積極的に推進するための、地域再生計画「酒々井町100年安心して住めるまちづくりプラン」、「日本で一番古い町/酒々井町~日本の祖、日本人の故郷づくりプラン」及びプリミエール酒々井の施設改修を図るなどにより、効率的な展開を図るとともに事業の進行管理に努めました。

3 広報活動の充実(広報広聴班)

広報ニューしすいの読者の拡大に努めていきます。読者に興味を持っていただくため に、常に最新の話題と情報を提供できるよう関係部署と連携して情報収集に努めます。

4 広聴活動の充実(広報広聴班)

広聴活動は、町政に対する提言等を聴き、よりよい町政運営を推進する上で重要な役割を担っていることから、引き続き、関係部署と連携して的確な広聴活動の周知を図ります。

5 統計事務の充実(広報広聴班)

今年度は、「工業統計調査」、「経済センサスー基礎調査」、「農林業センサス」が実施されることから、正確な調査ができるよう努めます。また、2020年に実施予定の国勢調査に係る準備事務を着実に行います。

統計調査事務においては、的確かつ正確な統計結果を得るために統計調査員の役割は 非常に重要であることから調査員の資質向上を図るため、3調査1準備事務に引き続き 指導していくとともに統計調査員の人員確保に努めます。 4

広報紙等の読みやすさなどに配慮しながら読者の拡大 に努め、併せて広報ニューしすいのデザイン変更に取り組 みました。また、町公式ツイッター等では、町民等に最新 の情報・話題の提供、さらには災害情報等の発信について、 積極的に取り組みました。

Δ

法律相談や心配ごと相談等の各種相談事業を含めて、広報紙や町ホームページ等に掲載し、町民等への周知に努めました。

4

周期調査は、「工業統計調査」1名、「経済センサスー基 礎調査」1名、「農林業センサス」21名の統計調査員・ 指導員が、町内事業所・企業及び農林業経営体に調査票の 配布・回収や審査を行い、全ての統計調査が円滑に実施で きました。また、統計調査員も新たに4名の人員確保がで きました。

6 財政健全化の推進(財政班)

財政の健全化を図ることが重要であることから、全体事業を見直しながら、簡素で効率の良い予算執行を指導します。予算編成に当たっては、酒々井町財政健全化計画により、現状を把握しながら歳出の削減と歳入の確保に努め、財政の健全化に努めます。

7 使用料・手数料の見直し検討(財政班)

各公共施設の状況等を調査し、近隣市町との比較・分析を行い、今後の町の使用料・ 手数料の見直しについて方針を決定の上、その方針に沿った取り組みを進めます。

8 入札契約制度の見直し(管財班)

公共工事の品質の確保や、入札不調への対応を図るため、入札契約制度の改善に取り 組みます。

[チャレンジ目標]

1 町制施行130周年記念事業の実施

明治22年の町村制施行以来、一度も合併をしていない酒々井町が町制施行130周年 を今年度に迎えることから、その記念事業を産官民連携により町全体で取り組むため、町 制施行130周年記念事業実行委員会を中心に事業計画に基づき記念事業を実施します。 4

平成 30 年度決算から算定した財政分析の結果、町の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業資金不足比率)は各比率とも健全レベルにあります。

また、予算編成にあたっては、酒々井町財政健全化計画を策定し、引き続き財政の健全化に取り組みました。

3

各公共施設の状況等を調査し、近隣市町との比較・分析を行った結果、町の使用料・手数料の見直しについては、 住民(利用者)の負担増や近隣市町との均衡に配慮するため改定を見送りとしました。

4

公共工事の品質の確保や入札不調への対応を図るため、 余裕期間制度の適用に係る事務取扱要領や工事監督事務 取扱規程を整備するとともに、事務の効率化を図るため、 建設工事検査要領の改正をしました。

-4

町制施行130周年記念事業を産官民連携により取り 組むため、町制施行130周年記念事業実行委員会を中心 に調査・研究し事業内容の検討を行い、130周年記念事 業計及び冠事業を実施しました。